

「けんせつ未来フェスタ」開催事業業務委託企画提案競技審査要領

1 目的

この要領は、「けんせつ未来フェスタ」開催事業業務委託に係る委託候補者を公正かつ適正に審査するために、審査方法に関し必要事項を定めるものとする。

2 審査方法

(1) 「けんせつ未来フェスタ」開催事業業務委託企画提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員は、提出された企画提案書等の書類審査のほか、プレゼンテーション形式による審査を行う。ただし、審査委員会が不要と認める場合には、プレゼンテーションを省略することができる。

(2) 審査項目は、次のとおりとする。

- ① 実施体制及び実績
- ② 企画提案の妥当性
- ③ 提案の独自性
- ④ 経費の妥当性
- ⑤ 「賃金水準の向上」に関する取組
- ⑥ 「女性の活躍推進」に関する取組

(3) 審査委員会では、各委員の点数の合計を表した審査結果表を作成し、それをもとに審査委員会で審査するものとする。

(4) 審査委員会は、特に必要があると認める場合には、委託候補者の選定に当たり、条件を付することができる。

3 その他

この要領に定めるもののほか、審査方法に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（令和 7 年 5 月 1 日 建政－219）

この要領は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。

## 企画提案競技評価表

|                                                         | (配点)     |
|---------------------------------------------------------|----------|
| 1 実施体制及び実績                                              |          |
| ① 提案内容を実現する業務実施体制が確立されているか                              | (10)     |
| ② 過去に同種の業務内容について取組実績があり、十分な成果を上げているか                    | (10)     |
| 2 企画提案の妥当性                                              |          |
| ① 全体として、仕様書の趣旨に適った提案となっているか。                            | (15)     |
| ② チラシ等のデザイン案は、ターゲットとする小中学生等が、イベントに関心をもつことのできる内容となっているか。 | (15)     |
| ③ 多くの県民に来場してもらうことができるような、効果的な周知方法を提案しているか。              | (15)     |
| 3 提案の独自性                                                |          |
| ① 提案内容に独自性があるか。                                         | (15)     |
| 4 経費の妥当性                                                |          |
| ① 見積金額及び積算内訳は妥当か                                        | (5)      |
| ② 見積額は低廉な価格であるか                                         | (5)      |
| 5 「賃金水準の向上」に関する取組                                       | (別紙のとおり) |
| 6 「女性の活躍推進」に関する取組                                       | (別紙のとおり) |

(別紙)

「賃金水準の向上」に係る取り組みの評価基準

| 評価項目                         | 対前年増加率  | 配点  |         |
|------------------------------|---------|-----|---------|
| 給与等受給者一人当たりの<br>平均給与額の対前年増加率 | 1.50%以上 | 3   | 最大<br>5 |
|                              | 2.00%以上 | 4   |         |
|                              | 3.00%以上 | 5   |         |
| 「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表         |         | 0.5 |         |

「女性の活躍推進」に係る取組の評価基準

| 設定区分             |                   |          | 配 点       |           |
|------------------|-------------------|----------|-----------|-----------|
| 大区分              | 小区分               |          |           |           |
| 一般事業主行動計画の策定・届出  | 従業員数 100 人以下の企業   | 女活法※ 2   | 各<br>0.25 | 最大<br>0.5 |
|                  |                   | 次世代法※ 2  |           |           |
| えるぼしチャレンジ企業認定※ 1 |                   |          | 1         | 最大<br>3   |
| 法令に基づく認定         | 女活法※ 2            | えるぼし     | 1.5       |           |
|                  |                   | プラチナえるぼし | 2         |           |
|                  | 次世代法※ 2           | くるみん     | 1.5       |           |
|                  |                   | プラチナくるみん | 2         |           |
|                  | 若者雇用促進法※ 2        | ユースエール   | 0.5       |           |
| 秋田県知事表彰の受賞       | 女性活躍・両立支援企業表彰 ※ 3 |          | 各<br>0.5  | 最大<br>1   |
|                  | 女性の活躍推進企業表彰 ※ 3   |          |           |           |
|                  | 子ども・子育て支援知事表彰 ※ 3 |          |           |           |
|                  | 男女共同参画社会づくり表彰     |          |           |           |

注1 評価項目「賃金水準の向上」の平均給与額の対前年増加率については、該当する最も配点が高い小区分により配点を行うものとする。

注2 評価項目「女性の活躍推進」の一般事業主行動計画の策定・届出及び秋田県知事表彰の受賞については、該当する小区分ごとに配点を行うものとする。また、法令に基づく認定のうち女活法については、該当する最も配点が高い小区分により配点を行うものとし、次世代法についても同様とする。

注3 一つの評価項目のうち、複数の大区分に該当する場合は、その合計点（一部に最大配点の調整あり。各評価項目最大5点、合計10点）により配点を行うものとする。

注4 共同企業体制度（JV）又はこれに準ずる共同提案等複数の事業者が一体となって提案を行う場合は、「賃金水準の向上」と「女性の活躍推進」の各評価項目において、個々の参加企業の配点を合計し、当該参加企業の総数で除した点数（小数点以下第3位を四捨五入）により配点を行う。

※1 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月に創設した本県独自の認定制度で、女活法のえるぼし認定基準に掲げる女性の採用や女性の管理職比率等の数値目標を1つ以上達成し、えるぼしの認定取得を目指した実施計画を有する企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点が行わないものとする。

※2 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）

次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）

若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）

※3 「女性の活躍推進企業表彰」及び「子ども・子育て支援知事表彰」を統合して令和7年度から「女性活躍・両立支援企業表彰」として実施する。